

育児・介護休業法改正に伴う本学の取り組み

2025年4月より段階的に施行されている育児・介護休業法改正を受け、本法人においても就業規則の見直しや申請書類の様式変更を行うとともに、2歳のお子さまを養育される職員の皆様を対象に、各種制度のご案内および意向確認の取り組みを開始いたしました。改正に伴う本法人における対応は、次のとおりです。

■ 従来の制度から対象範囲を拡大

「子の看護休暇」の見直し

- ① 対象となる子の範囲の拡大：小学校3年生修了までご利用可能
- ② 取得事由の拡大：感染症に伴う学級閉鎖等に加え、入園（入学）式、卒園式を新たに追加

残業免除の対象拡大

- ・ 対象となる子の範囲の拡大：小学校入学前までの子を養育する教職員まで利用可能

■ 利用可能な各種制度のご案内および意向確認の取り組み

制度案内の対象拡大

- 〈従来〉 産休前の女性教職員を対象に、各種制度のご案内資料を配布し、復職1カ月前までに本人から申請いただく。
- 〈改正後〉 上記に加え、男女問わず、2歳のお子さまを養育されている教職員を対象に、各種制度のご案内および利用意向確認を開始する。

利用可能な制度	① 短時間勤務 ② 時差勤務 ③ 時間外勤務制限 ④ 深夜業制限(当直※) ⑤ 学内保育施設の利用(教職員男女とも利用可能) ※当直免除に関して所属の許可が必要 (特命助教は対象外)
案内方法	人事課よりメールにて案内
案内時期	・ 2026年7月以降 ※1年に1回、2歳のお子様を養育している教職員を対象に案内
各種制度の利用希望	希望者が各自回答する



LINEにリッチメニューを追加しました



センター公式LINEに新たにリッチメニューを追加しました。センターのホームページや各種サービス、お問い合わせなど簡単にアクセスできるようになりました。

センター公式LINEでは、役立つ情報やイベント情報随時配信しています。是非登録をお願いします！



お友達登録は
こちらから

